

もっと住みよい新潟市にする 事業の提案を募集します！

新潟市まちづくりパートナーシップ事業
応募の手引き（西区）

【令和6年度事業開始分】

受付期間

令和6年度事業開始分 令和6年1月29日（月）～3月8日（金）



新潟市西区
地域課

目 次

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
 制度の趣旨
- 2 提案を募集する事業・・・・・・・・・・・・・・・・P2
 (1) 提案を募集する課題（テーマ）
 (2) 提案事業
 (3) 事業採択の概ねの判断基準
- 3 応募について・・・・・・・・・・・・・・・・P3
 (1) 応募資格
 (2) 提案数
- 4 補助金および補助対象経費・・・・・・・・P4
 (1) 補助金、補助率
 (2) 補助対象経費
 補助対象、対象外の概ねの判断基準
- 5 事業のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・P6
 (1) 事業の実施期間について
 (2) 提案後の審査および補助金交付の流れ
- 6 事業の選定と審査基準・・・・・・・・P7
 (1) 審査者
 (2) 審査基準
- 7 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価・・・・P8
 (1) 提案事業内容等の公開
 (2) 個人情報の取扱い、事業費の支出
 (3) 成果の報告
 (4) 評価
- 8 応募方法、提出先・・・・・・・・P9

1 制度の概要 ～さまざまな行政課題に対し、

自ら実施し解決する事業提案を募集します～

制度のポイント！

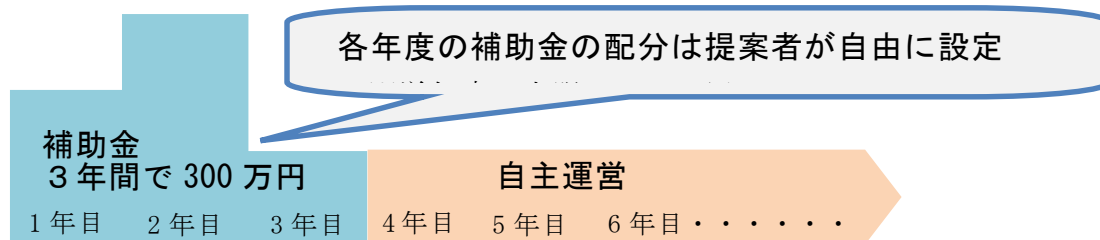
- ◆課題解決に向け柔軟な発想により各団体自ら実施する事業提案を募集します。
- ◆事業費の一部を市が助成します。
 - ・補助期間は、連続する3年度以内。
 - ・補助上限額は、3年度で300万円。
 - ・各年度の配分は、提案者が自由に設定できます。ただし、単年度の補助上限額は200万円まで。

※補助金は、予算の範囲内でしか交付できませんので、各年度の事業費が上限額以下であっても、必ずしも補助金の交付を保証するものではありません。提案事業の1年度目、2年度目において予算が不足した場合は、それ以降の年度に振り分けるよう事業計画の見直しをお願いすることがあります。

制度の趣旨

- ・社会状況の変化に伴い、地域課題や市民ニーズは多様化、複雑化しています。こうした社会的課題に、行政だけでは的確に対応・解決していくことが困難になってきています。
- ・この制度は、各団体の皆さんの新しい発想や専門性などを十分に活かし、地域と連携するなどしながら、きめ細かいサービスの提供や、より効果的・効率的に社会的課題を解決することを目的としています。
- ・各団体自ら実施する事業の提案を募集し、事業開始当初は市の補助金を活用し、補助金の交付が終了した後も、自主運営・自主財源で課題が解決されるまで引き続き事業を実施し、持続的に地域振興に貢献していただきます。

【本制度の事業実施および補助金のイメージ】



2 提案を募集する事業 ～自由な発想で地域課題の解決を～

(1) 提案を募集する課題（テーマ）

海岸エリア※を活用したにぎわいづくり

※海岸エリア・・・別図参照

【課題（テーマ）の趣旨】

西区では「快適な暮らしと、豊かな自然や食が調和する、住み心地のよいまち」を将来ビジョンとして掲げ、目指す区のすがたの一つとして、長い海岸線や広大な砂浜、美しい夕日など、魅力ある海岸一帯を活用し、豊かに楽しく過ごせる、にぎわいのある街を目指しています。

西区の海岸エリアでさらなるにぎわいが創出されるように、令和5年度に引き続き、令和6年度も同じテーマで事業を募集します。

【現状・背景】

西区の魅力として、長い海岸線や広大な砂浜、美しい夕日などがあり、これまで日本海夕日コンサートや日本海ゆうひ花火などが開催され、にぎわいのあるまちづくりに貢献しています。

また、地域団体や民間団体などが、海岸清掃や保安林の保全、飛砂対策など西区の美しい海岸エリアの保全に取り組んでいます。

【提案事項（期待・希望すること）】

本事業においては、海岸エリアでにぎわいが創出されることは勿論ですが、そのにぎわいが一過性のものではなく、持続していくことを目指しますので、既に地域で活動している多様な主体やさまざまな取り組みと連携、協働し、エリア全体としてにぎわいが継続していく事業となることを心掛けてください。

(2) 事業提案

課題（テーマ）に対して、事業開始の初期段階における事業費を補助することにより、その後、解決するまで自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることができる事業を、自由な発想で提案してください。

なお、令和5年度に採択された事業との連携を推奨しますので、提案事業が採択された後は関係者間での協議をお願いする場合があります。

3 応募について

(1) 応募資格

個人以外であれば、どなたでも応募できますが、次の事項すべてに該当する必要があります。

- ① 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
- ② 提案した事業を実施するにあたり、社会通念上、問題なく実施できる範囲内に団体の活動拠点が存在していること
- ③ 新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それら全ての市税が完納していること
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑥ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
- ⑦ 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していないと市長が認める者
- ⑧ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと
- ⑨ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- ⑩ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員でないこと
- ⑪ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- ⑫ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと
- ⑬ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと
- ⑭ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

※本補助金で過去に交付決定を受けた事業者は同一事業での応募は出来ませんので御注意ください。

※応募する団体の現事業の営利性・非営利性などは問いません。

また、現所在地についても新潟市内に限定いたしません。事業実施に支障がないことが前提となります。

※学生などの場合、複数人で構成されるサークル等としての応募は可能です。

(2) 提案数

1つの課題（テーマ）に対して、1団体あたり1提案のみとします。

なお、同様の課題（テーマ）であっても、他の区役所や市役所本庁各部の異なる部署が提示（募集）するものは、別の課題（テーマ）となりますので、それぞれ1提案まで応募できます。

4 補助金および補助対象経費

(1) 補助金、補助率

連続した3年度まで、300万円を上限に補助します。

3年度内での補助金の配分は、提案者が自由に設定できます。

ただし、単年度での上限額は200万円までです。

補助率は10/10です。

また、補助事業として採択された提案事業であっても、2年度目以降の補助金の交付を保証するものではありません。

提案事業の1年度目、2年度目において予算が不足した場合は、それ以降の年度に振り分けるよう事業計画の見直しをお願いすることがあります。

(2) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、原則として次の表のとおりです。

提案する事業が、新潟市の他の補助金の交付も受ける場合、それらと補助対象経費が明確に異なる経費についてのみ本制度による補助金の対象となり、類似する経費は補助対象外となります。

(例) 空き家のリフォームに係る工事費を他の補助金を受け実施した場合であっても、提案が、リフォーム後の空き家を利用して活動する事業の場合、活動にかかる費用（人件費、備品購入費、消耗品費など）については、本制度の補助対象になります。

【補助対象、対象外の概ねの判断基準】

<p>補助対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人件費（事業実施に直接必要な人件費） • 報償費 • 委託料（※1） • 旅費 • 備品購入費、消耗品費 • 印刷製本費 • 郵便料等 • 保険料 • 使用料、賃借料 • 工事請負費 • その他市長が必要と認める経費
<p>補助対象外経費 または 補助対象経費から 控除される経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の実施を伴わない、会議体だけの運営費 • 直接的に事業と関係しない、団体の運営に関する経費（※2） • 建物の賃貸借における敷金及び礼金 • 建築工事等の手続き等に要する費用 • 新潟市が賦課する税金 • 国・県・市の他の補助制度の対象経費と重複する経費 • その他市長が補助対象として不適当と認める経費

※1：委託料が事業全体に掛かる経費の50%を超える提案は、提案事業そのものが採択されません。

ただし、複数の団体で構成される提案者の場合、各団体の事業費の負担割合は問いません。

※2：提案事業に関わらず、団体にかかる人件費、事務所費、光熱水費などの諸経費については、本事業に係る部分と明確に区分できない場合は、それらの経費全額が補助対象外となります。

5 事業のスケジュール

(1) 事業実施期間について

交付決定日 ～ 令和7年3月31日まで

(2) 提案後の審査および補助金交付の流れ

新規に提案された事業は、審査を経て採択された場合、補助金の申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

また、採択され補助金が交付された事業について、2年度目以降の補助金は、前年度の中間報告による継続適正の審査を経て採択もしくは不採択の結果を通知します。

その通知を受け、補助金の申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

【令和6年度事業実施分のスケジュール概要】

内容	期日
(1) 課題（テーマ）の公表	令和6年1月
(2) 募集開始	1月29日（月）
(3) 質問提出期限	2月28日（水）17時必着
(4) 質問への回答	3月1日（金）まで
(5) 参加表明書等提出期限	3月8日（金）15時必着
(6) 提案書等提出期限	3月8日（金）15時必着
(7) 審査 （プレゼンテーション&ヒアリング）	3月下旬のいずれか1日を予定（土日祝日を除く） ※開催日は参加表明者に個別通知
(8) 審査結果通知	審査後3営業日以内に発送予定
(9) 補助金交付申請	4月1日
(10) 中間ヒアリング （次年度継続の審査）	12月頃予定
(11) 事業実績報告	令和7年3月末まで
(12) 補助金交付	5月末まで
(13) 事業評価・公表	5月末まで

6 応募方法、提出先

各提出書類は、郵送かメール又は直接持参にて提出してください。
応募に関して必要となる費用は、応募する団体等の負担とします。

(1) 質問書提出

ア. 提出期限

令和6年2月28日(水) 17時まで(必着)

イ. 提出書類

質問書(メールで提出してください)

ウ. 質問への回答

令和6年3月1日(金)までに随時メールにて回答します。質問への回答はホームページにも掲載します。

(2) 参加表明書等提出

ア. 提出期限

令和6年3月8日(金) 15時まで(必着)

イ. 提出書類

- ①参加表明書
- ②応募に関する誓約書(様式第2号)
- ③納税証明書(新潟市制度用)(※1)

(3) 提案書等提出((2)参加表明書等の事前提出が必須)

ア. 提出期限

令和6年3月8日(金) 15時まで(必着)

イ. 提出書類

- ①事業提案書(様式第1号)
- ②団体の概要に関する調書(任意書式)
- ③団体の定款、規則、会則等(任意書式)
- ④事業計画書(任意書式)(※2)
- ⑤収支予算書(任意書式)(※3)
- ⑥前年度の活動報告書及び収支計算書(任意書式)(※4)
- ⑦プレゼンテーション時に使用する資料(任意書式)(※5)
- ⑧その他事業に関する資料(任意書式)

※1:新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体のみ提出してください。

※2:課題解決に向け、提案事業が補助金申請の最終年度以降も引き続き自主運営・自主財源で継続実施される場合、引き続き自主運営等で実施する少なくとも2年度分の事業計画書を提出してください。

5年以内に課題解決する見込みの事業の場合は、解決する見込みの年度ま

での全ての事業計画書を提出してください。

※3：上記事業計画書と同年度分を提出してください。

※4：前年度に存在していない新規団体は提出不要です。

※5：「プレゼンテーション時に使用する資料」のみ、メールで提出する場合でも、紙で8部用意し提出してください。

作成にあたっては、公平性担保のため、資料中に提案者を特定できるような内容（団体名や社章等）は記載しないでください。なお、提出する8部のうち1部のみ表紙に団体名を記載して提出してください。

◆書類提出先

新潟市 西区役所 地域課 企画・地域振興担当

〒950-2097

新潟市西区寺尾東 3-14-41

電話番号：025-264-7161

メールアドレス：chiiki.w@city.niigata.lg.jp

7 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

（1）プレゼンテーション・ヒアリングの構成

提案内容プレゼンテーション 10 分以内

審査委員ヒアリング 10 分以内

※応募者多数の場合は、それぞれの時間を短縮する場合があります。

（2）実施日

令和6年3月下旬で西区役所地域課が指定する日

（参加表明書を提出した方に通知します。）

（3）プレゼンテーションの留意事項

ア. 提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションは実施します。

イ. プレゼンテーションは、「6 応募方法、提出先」の「（3）提案書等提出—イ. 提出書類⑦プレゼンテーション時に使用する資料（任意書式）」として提出した資料を用いて実施してください。当日の資料追加は認めません。

ウ. 「プレゼンテーション時に使用する資料」は、A4 判で表紙をつけ、ページ番号を付して作成してください。

エ. 「プレゼンテーション時に使用する資料」は、次ページの「8 事業の選定と審査基準」の「（2）審査基準の審査項目の名称」の見出し（1. 課題の把握、2. 企画力…）の名称とその記載順序をそのまま用いて作成してください。

オ. プレゼンテーション時は、団体名や、団体名を容易に類推させるような表現を行わないでください。

8 事業の選定と審査基準

(1) 審査

事業の選定は、「7 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）」を受け、地域住民の代表者や識者などのほか、課題（テーマ）に関係する課の職員で構成される審査委員会で行います。

なお、審査の状況により、2次審査を実施する場合がありますが、原則1次審査のみで事業の選定を行う予定です。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
1. 課題の把握	提示された課題（テーマ）について、現状を理解し、課題に即した公益性のある課題解決の取組提案となっているか。
2. 企画力	事業目的や事業計画が妥当であり、課題解決に資する内容となっているか。 また、事業に先駆性や新規性があるか。
3. 実施能力	提案内容等から事業の実施にあたっての知識は十分か。 また、これまでの実績や経験から事業遂行能力は十分か。
4. 事業効果	事業計画を実行することで、課題解決に向けて具体的な効果や市民満足度の向上が期待できるか。 また、予算の見積もりが適正で、費用対効果が高い事業計画となっているか。
5. 継続性・発展性	事業の継続性や発展性があると判断できるか

9 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価

(1) 提案事業内容等の公開

- 提案のあった全ての事業について、事業名・事業概要・団体名を公表します。提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。
- 審査結果は公表します。
- 事業実施後の事業成果や評価は公表します。

(2) 個人情報の取扱い、事業費の支出

- 事業の実施における個人情報の取扱いや事業費の出納については適正を期してください。

(3) 成果の報告

- 事業開始後に事業の進捗状況などの報告をしていただき、中間ヒアリングを行います。
- 提案者は、補助金の交付を受けた年度の事業終了後、当該年度の事業の実績を報告していただきます。

(4) 評価

- 実績報告の内容をもとに、提案事業について事後評価を行います。

◆ お問い合わせ・提出先 ◆

新潟市 西区役所 地域課 企画・地域振興担当

〒950-2097

新潟市西区寺尾東 3-14-41

TEL 025-264-7161

Fax 025-269-1650

Mail chiiki.w@city.niigata.lg.jp

Web <https://www.city.niigata.lg.jp/nishi/torikumi/seisaku/nishikupartnership.html>

別図

西区海岸エリア 位置図

(砂浜や緑地、国道402号線、海岸林を含む一体エリア)

L ≒ 15km



小針浜付近



国道402号矢羽根付近